

有田川町では、現在の土地利用状況や社会経済状況に合わせた都市施設の整備や土地利用規制・誘導、また基幹産業の1つである農業振興の観点から、農地の保全・活用を図るため「有田川町都市計画マスタープラン」の策定と都市計画区域の拡大、用途地域の変更・廃止の検討を進めています。また、同時に農業振興地域整備計画の全体見直しを進めていることから、オープンハウス形式（※）での合同説明会を開催します。都市計画変更については、パブリックコメント（意見募集）も実施します。

※オープンハウス形式／説明パネルなどを展示し、参加者が自由に閲覧。巡回する町担当者と質疑応答を実施。

**問【都市計画変更に関すること】建設課（吉備庁舎）**

**【農業振興地域整備計画の全体見直しに関すること】産業課（金屋庁舎）**

## 都市計画変更（都市計画区域の拡大、用途地域の変更・廃止、特定用途制限地域の指定）

本町では「都市計画法」に基づき、町全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、おおむね20年後のまちの姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を定める都市計画マスタープランの策定を進めています。都市計画マスタープランは旧吉備町において策定されていましたが、吉備町・金屋町・清水町の3町合併後は未策定の状態となっていました。今回の見直しにあたり、一体的なまちづくりを進めるため、町全体を対象として計画の策定を行います。また、都市計画マスタープランとの整合や社会経済状況の変化に対応するため、吉備地区の一部に定めている都市計画について変更を行います。

### ●都市計画変更のポイント

- ・都市計画区域の拡大により、良好な環境形成のための土地利用の制限や誘導、都市施設の整備を円滑に実施できるようにします。
- ・吉備地区内で指定している用途地域について、変更や廃止を行います。
- ・都市計画区域内の用途地域の指定がない地域においても、農用地区域と重ねて指定することが可能な特定用途制限地域の指定を行い、住宅地、商業地、工業地などに区分し土地利用の制限や誘導を行います。

### ●都市計画制度の概要

都市計画制度では、土地利用、都市施設などに関する計画を総合的・一体的に定める区域に、都市計画区域を定めることにより、土地利用の制限や誘導、道路や公園などの都市施設整備などが行えるようになります。

都市計画区域内においては、用途地域、特定用途制限地域の指定により、地域の状況に応じた、建物用途の制限が可能となります。

なお、特定用途制限地域内においては、農用地区域の指定も可能です。



## 都市計画変更についてのパブリックコメント（意見募集）

- 提出期間／7月4日（月）～8月5日（金） 郵送の場合は、8月5日（金）消印有効
- 応募資格／町内に在住・在勤・在学・事務所または事業所を有する方
- 閲覧場所／建設課（吉備庁舎）、金屋庁舎1階ロビー、清水行政局建設環境室 ※開庁日時に伴う  
※町ホームページからもご覧いただけます。
- 提出方法／住所および氏名を明記の上、電子メール・郵送・ファクス・持参のいずれかで提出
- 意見の取り扱い／提出された意見を整理し、後日町の考えとともに町ホームページで公表します。公表の際、意見を提出された方の住所・氏名などは公開しません。また、個々の意見に対し個別の回答はしません。